

## 平塚市こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の子どもが、様々な生活環境のため地域社会から孤立することのないよう、子どもに対する生活支援を行う団体に対し、予算の範囲内において平塚市こどもの生活支援強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 生活支援 学習支援、フードパントリーにおける未利用食品の配布及び子ども食堂における食事の提供をいう。
- (3) 学習支援 子どもが安心できる地域の居場所づくりを目的とした、子どもに対する学習機会の提供をいう。
- (4) フードパントリー 市民、企業等から寄附を受けた未利用食品を、必要な子ども等が無償で配布を受けられる場所をいう。
- (5) 子ども食堂 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりを目的として、子ども等に対して食事の提供を行う場所をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助対象となる団体は、平塚市民が運営主体となって人員及び運営体制を整えた次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 子どもに対する生活支援を実施していること。
- (2) 団体の構成人数は、おおむね3人以上であり、組織及び運営に関する事項を定めた定款又は会則等があること。
- (3) 政治的又は宗教的な活動を行うことを主たる目的としていないこと。
- (4) この要綱以外の要綱その他の規程（本市が定めたものに限る。）による類似の補助、交付又は委託を受けていないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する子どもに対する生活支援とする。

- (1) 活動拠点が平塚市にあること。
- (2) おおむね月1回以上の活動を行うこと。
- (3) 参加費は、無料又は低額（実費相当程度）であること。
- (4) 食事の提供をする場合は、衛生管理について、事業実施前に保健福祉事務所に相談し、必要に応じた指導及び助言を求めるとともに、食物アレルギーのある子ども等に配慮した運営を行うこと。
- (5) 子ども等が安全・安心に過ごせるよう実施場所の安全点検を行うとともに、子ども等の行動を常に観察し、危険回避に努めること。
- (6) 事故に備え、対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めていること。
- (7) 多くの子どもが参加できるよう広報活動を行うこと。
- (8) 子どもの見守り等を通じ、支援が必要な子どもや家庭を発見した場合は、市との連携をとり情報共有に心がけること。

(補助対象からの排除)

第5条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象項目の区分に応じ、同表に定める補助対象経費の上限額と補助対象経費の実支出額（補助対象事業に要する費用のうち、当該年度における補助対象経費に充てるための参加費、寄付金その他収入の額を控除した額をいう。）とを比較していずれか低い額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、平塚市こどもの生活支援強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和7年9月30日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款又は会則、規約その他これらに準ずるもの
- (4) 役員等一覧
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、平塚市こどもの生活支援強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、概算払いとする。

（交付決定の取消に伴う補助金の返還）

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）が第5条第1項各号のいずれかに該当する場合又は偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（事業変更等の申請）

第12条 交付決定者は、第8条で提出した申請書等の申請内容に変更があったときは、平塚市こどもの生活支援強化事業変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、規則第8条第2項の規定により決定内容を変更したときは、平塚市こどもの生活支援強化事業変更決定通知書（第4号様式）により前項の規定による申請をした者に通

知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 第9条の規定により補助金の交付決定通知を受けたとき、並びに前条第2項の規定により補助金の変更又は追加交付の決定通知を受けたときは、市長の指示に従い請求書(第5号様式)により、補助金の支払いを請求するものとする。

(事業実績の報告)

第14条 交付決定者は、令和8年3月1日までに、平塚市こどもの生活支援強化事業補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 実施した事業の写真、チラシ等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、交付決定者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市こどもの生活支援強化事業補助金額確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(補助金の額の確定による差額の返還)

第16条 前条に規定する確定通知において支出済額(うち市補助金対象分)の合計額が既に交付された補助金を下回ったときは、市長は当該差額の返還を命ずるものとし、交付決定者はこれに速やかに応じなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、交付決定者は、事業実績の報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っていたときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、交付決定者はこれに速やかに応じなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する市の会計年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

- 第19条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得金額5万円以上の財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合及び事業完了後5年間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査)

- 第20条 市長は、補助金の交付事務の適正な履行に関し必要な限度において、交付決定者に対し、職員を立ち入らせ、交付決定者の立会いの下に当該職員に事業の運営及び経理の状況について検査をさせることを求めることができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定により市長から求めがあったときは、特段の理由がない限り、これに協力しなければならない。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に事業を実施した場合について適用する。

別表（第6条、第7条関係）

補助対象項目	補助対象経費	上限額
1 消耗品費	事務・事業用消耗品、調理用消耗品等	1年度当たり 100,000円
2 印刷製本費	ポスター・チラシ等作成に係る経費	
3 保険料	賠償責任保険料等	
4 賃借料	会場使用料、家賃（支援専用使用に係る家賃）、 物品保管場所借上げ料、リース・レンタル料	
5 教材費	教科書、問題集等	
6 食材費	食材	
7 光熱水費	水道、電気、ガス、自動車燃料代及び灯油等	
8 報酬・謝礼	講師等	
9 通信運搬費	郵便料金、電話料金、運送料金、インターネット 回線使用料	